

第767回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成19年10月15日（月）午後2時から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第766回教育委員会会議録の承認について
- 4 第767回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
平成20年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について（特別支援教育室）
- 6 議 事
 - 第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について（特別支援教育室）
 - 第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について（高校教育課）
 - 第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について（高校教育課）
 - 第4号議案 宮城県指定文化財の指定について（文化財保護課）
- 7 課長報告等
 - （1）第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」の結果について（スポーツ健康課）
 - （2）宮城球場ネーミングライツ契約の解消について（スポーツ健康課）
 - （3）世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書の提出について（文化財保護課）
- 8 資 料（配付のみ）
 - （1）平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について（高校教育課）
 - （2）東北歴史博物館特別展「ちょっと昔の暮らし」について（文化財保護課）
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第767回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成19年10月15日(月)午後2時から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 大村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,
佐々木教育長
- 4 **説明のため出席した者**
三野宮教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 伊東教育企画室長,
氏家福利課長, 安井教職員課長, 村上義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 氏家施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 武田生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか
- 5 **開 会** 午後2時

6 第766回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第767回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告

平成20年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について

(説明: 教育長)

「平成20年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について」御説明申し上げます。

資料は, 1ページから2ページまでとなる。

募集定員については, これまでも該当の中学3年生の進路動向を調査し, 進学希望者全員を受け入れられるよう設定している。

そのため, 平成20年度についても, これまでの方針を踏まえ, 特別支援学校の通学区域内の状況等を勘案しながら, 県内全体を調整し, 進路希望者に応じた募集定員を設定したものである。

募集定員の算出方法等については、2ページを御覧願いたい。

まず、基本的な考え方であるが、進学希望者全入を前提としている。これは、平成8年度以降の取り扱いである。入学選考日については、特別支援学校の視覚障害・聴覚障害・肢体不自由、病弱の方が、公立高等学校と同日となる。知的障害の方が、1月中・下旬の試験日となっている。公立高等学校との併願はできない扱いとしている。以上のことから、進学希望者の全入を達成するために事前に調査を行い、進学希望者数を把握した上で、各学校の教室等の状況を勘案しながら募集定員を毎年決定しているものである。

募集定員の算出方法であるが、単一障害については、8人で1学級を構成する。重複障害については、3人で1学級を構成することで各学校毎に係数を出している。

その結果として、資料1ページにお示したように、11校の特別支援学校について募集定員の変更等を行うものである。

「平成20年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更について」は以上である。

(質 疑)

櫻井委員 基本的なことで恐縮であるが、特別支援学校というと聾学校のようなところもあると思うが、ここに出てきていないというのは、募集定員の変更がないということか伺いたい。

教育長 そのとおりである。

櫻井委員 そうすると、希望の子供を全部受け入れるということは、いま中学校3年生にいる子供の数といま高校1年に在籍している子供の数が変わらないから変更はないというふうに解釈してよいか。

特別支援教育室長 同じというか、8人以内で同じということである。

委員長 超えなければ改正を行わなくとよいということか。減る場合にも改正をしているのか。

三野宮次長 そのとおりである。1クラス分よりも影響が小さければ変えないこととしている。

小野寺委員 平成8年度以降、中3の進路希望を踏まえて全員を受け入れるという方針で、それに伴って募集定員を変更するということであるので、実施していただきたいと思う。それで、いわゆる障害の種別、程度によると思うが、それぞれの生徒の進路希望については、ほぼ自宅から通学できる範囲に収まっているのかどうか伺いたい。それと途中でやむなく進路変更や退学という生徒はいるのかどうか伺いたい。

教育長 高等部については、原則自宅から通う。小中学部については、スクールバスを出している。高等部については自分で通ってもらうこととなる。

特別支援教育室長 中途については、ほとんど無いと考えている。

佐々木委員 ひとつ質問したい。公立学校と併願ができないとあるが、障害を持った方で公立高校を希望する場合、一般の方達と同じように受けたいと思う方もい

と思うが、そのような場合には、どのような対応をしているか伺いたい。
或いはいないのか。

高校教育課長 障害を持っている生徒で、通常の高校を受験する方もいる。その場合、一般の入試を受けるのに必要な配慮を行った上で、例えば、点字の問題をつくるとか等の配慮を行った上で受験していただくかたちとなっている。

委員長 併願できないということであるから、受験をすれば、こちらからは省かれることとなるのか。

特別支援教育室長 そのとおりである。

佐々木委員 そうすると、受けるチャンスがあるということだが、そのようなかたちで受け入れられた場合の施設なり教官の対応もあると考えてよいのか。

高校教育課長 その場合には、高校の学校生活に耐えうるかどうかということが、その可能な範囲の配慮の中に入ってくる。まったくの個別の対応でないと高校生活を送れないという場合に、入学者選抜の段階で受け入れができるかどうかという判断を各高校で行うということもある。結果的に申し上げると、入学者選抜を経て入学した生徒に関しては、基本的には同じ高校生活を送っていくこととなる。

特別支援教育室長 補足で申し上げるが、先ほど併願はできないと申し上げたが、1次の場合であると、例えば岩沼高等学園を受験して、不合格となり、2次で公立高等学校に入学しているという場合はある。

小野寺委員 特別支援教育については、今年から特殊教育から特別支援学校に変換されて本格的な取組がなされていると思うが、どのような推進状況となっているのか、これからの見通しというのは難しいと思うが、現在の県立特別支援学校の設置数は、このままの状態ですべて十分対応ができるのかを伺いたい。

教育長 数の面で最初に回答したいが、いま高等部の生徒数は、非常に増えてきている。従って、なかなか建物が追いつかないという状況で、プレハブで対応しているという実態もある。できるだけ良い教育環境にしたいということで進めているが、今後5カ年ぐらいは増加する傾向であり、その辺については、頭の痛い問題であるが、いま、実際に仙台圏を中心としてなかなか入れないという状況である。できるだけ良い教育環境で勉強していただきたいとは思っているが、物理的にプレハブで対応せざるを得ない状況である。

委員長 その辺を資料にして、一目で分かるようにしたものがあると、どういうふうな環境にいつかはしなければいけないのかの議論ができる。

教育長 もうひとつ、特別支援学校の在り方であるが、学校教育法が4月1日から改正されて、特別支援学校は障害種別にかかわらず受け入れするという大前提があるが、一気に全障害を受け入れるというわけにはいかない。例えば、盲学校でも盲学校以外の視覚障害以外の方を受け入れるということは、若干は可能と思うが、実際に全て障害種別にかかわらず、学校が全て受け入れる

.....ということは、今の段階では難しいのではないかと考えているが、学校教育法の改正の主旨は、そのような主旨である。将来的には、障害種別にかかわらず、特別支援学校であらゆる障害を受け入れるということになると考える。

9 議 事

第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立特別支援学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページまでとなる。

これは先程報告した平成20年度県立特別支援学校高等部の募集定員等の変更に基つき、県立特別支援学校学則の収容定員等を改正するものである。

資料4ページからの新旧対照表を御覧願いたい。

別表第3についてであるが、県立特別支援学校の高等部への進学希望者の増減に伴い、盲学校の第1学年の収容定員を14名から11名に変更するほか、同様に光明養護学校、西多賀養護学校、石巻養護学校、名取養護学校、迫養護学校、古川養護学校、船岡養護学校、山元養護学校及び岩沼高等学園の第1学年の収容定員を資料のとおり変更するものである。

また、学年進行に伴い、今年度の第1学年及び第2学年の収容定員を来年度の第2学年及び第3学年の収容定員とするため、盲学校の第2学年の収容定員を11名から14名に変更するほか、13校の収容定員を変更するものである。

なお、改正後の規則は、平成20年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員 長 (委員全員に諮って) 可決。

第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

委員 長 委員全員に諮った上で、第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県立高等学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、10ページから25ページとなる。

今回の改正は、7月の教育委員会において報告した「平成20年度県立高等学校学級減等」並びに昨年度及びその以前に報告している「平成19年度・平成18年度・平成17年度県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う学年進行による収容定員等の改正である。

内容については、11ページの概要版で御説明申し上げます。

2の改正の概要を御覧願いたい。

まず、(1)の全日制課程の収容定員変更であるが「平成20年度県立高等学校学級減等」で報告した、小規模校の再編、学級減及び昼夜間開講型単位制高校の設置の措置により、第一学年の収容定員を飯野川高校、田尻高校については募集停止、他3校については学級減とするものである。

第2学年、第3学年については、「平成19年度・平成18年度県立高等学校組織編制計画」の学年進行によりそれぞれ5学級減、13学級減を行うものである。

次に、(2)の定時制課程の収容定員の変更であるが、第1学年については、「平成20年度県立高等学校学級減等」の昼夜間開講型単位制高校の設置の措置により、単位制の定時制課程として田尻さくら高校を設置するものである。

第2学年、第4学年については、「平成19年度・平成17年度県立高等学校組織編制計画」の学年進行により1学年での増減はないが、それぞれ変更を行うものである。

なお、第4学年の3学級減は、定時制の課程の石巻高校、石巻好文館高校、矢本高校の3校について、収容定員規定から削除するものである。

次に、(3)の男女共学化等に伴う改正であるが、「平成20年度県立高等学校学級減等」で報告した男女共学化により、第一女子高校を男女共学化し単位制高校とするため、学年制の全日制課程の第一女子高校を宮城第一高校に校名変更するとともに、単位制の全日制課程として男女共学の宮城第一高校を新たに規定するものである。

なお、改正後の規則は、平成20年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 これについては、7月の時に議論もしているのですが、異存はないが、飯野川の募集停止、そして鶯沢工業と南郷高校を視察調査してきたが、感想として高校が無くなるというのは、本当に大変なことなんだと感じた。本当に学校を中心に存続に向けて努力しているなと感じてきた。そういう意味で、ひとつ現場に出向くということが本当に大切なんだと思った。それともう一つ、この問題は避けられない課題であり、頭が痛いなどの感想を持って帰ってきた。

佐々木委員 前に出て来たことなのかもしれないが、改正の概要の(2)のイであるが、昼夜間開講型単位制高校というのは、要するに夜間の生徒が昼間の講義を受けられる、或いは、昼間の生徒も夜の講義を受けられるというかたちで、単位が取れるというふうに解釈してよいか伺いたい。

高校教育課長 基本的には、昼間の部と夕方の部となっており、その間にどちらでも取れるという時間帯を設定するという事で計画をしている。

佐々木委員 どちらの学生でも取れるのか。それとも夜間の部に通う方が、昼間のその先生の講義は是非取ってみたいということが叶えられるということなのか。

高校教育課長 基本的には、昼間の部は昼間、夕方の部は夕方ということで、基本的に取

るところは決まっているが、その間に時間帯を設けて、どちらの生徒でも取れるような時間帯をその間に設けるということを計画している。

佐々木委員　　すごく流動性というか、選択の幅が広がり、良い方向だと思う。昼間の生徒は昼間の生徒、夜の生徒は夜の生徒ということではなく、その方達の生活の仕方だとか希望に合わせて選択していけるというのは、良い方向だと思う。

山田委員　　柴田高校の体育科が1学級減ということだが、県内でも体育科というのは珍しいかと思うが、一気に半減してしまうということで、体育科を希望している生徒に対する影響があまり無いのかどうかを伺いたい。

高校教育課長　　柴田高校の学級減に関しては、学校とも十分に協議を進めて、普通科を減にするか、体育科を減にするのか、選択肢としては2つに1つであった。中学生徒の希望状況、これまでの毎年の希望状況、さらに体育科を卒業した生徒がどういった方向で活躍しているか、そういった出口のことも含めて、総合的に勘案して、今回は体育科を1減とするということとした。県内には仙台地区で利府高校、県南で柴田高校ということで、それぞれ役割分担をしながら体育科としての役目を果たしているということで、最終的に体育科を一つ減らすということにした。

櫻井委員　　関連している内容で、少し外れるので恐縮であるが、来年の4月から一女高が第一高等学校ということで、共学化する。今年の二高に続いて2校目ということで非常に期待はしているが、今年4月に二高が共学化され、半年が過ぎたわけであるが、そのことを踏まえた上で、来年共学化する一女高に関して、いま進行中の男子生徒をむかえるのに当たって、いままで女子だけだったところに男性をむかえるということについての配慮というか、いろいろな工事をしていると思うが、二高での半年の経験を踏まえた上で、こういうところはとても問題だったから改善しなければいけないというものが、もし課長の耳に入っていれば教えていただきたい。

高校教育課長　　二高の共学化の状況に関しては、大変良いという話を校長からそれから保護者からも男子・女子とも頑張って良くやっているという話・報告をいただいている。施設面等で不都合があるということは、いままでのところ特に聞いていない。さらに、来年の宮城一高であるが、この準備状況についても資料にあるとおり進学系の単位制の高校にするということで、新しい特色を打ち出しながら生徒の募集に努力をしているという状況である。

櫻井委員　　加えて一つ伺いたいが、一女校が共学化された時の問題点としては、やはり校庭の敷地が非常に狭く、二高というのは敷地面で非常に恵まれた学校なので、そこで男子生徒が入るということで、非常に反対の理由にも、部活ができないんじゃないかとか、体育の授業とか、野球部はできないんじゃないかとか、反対の主な意見として非常に大きく出ていたが、その敷地面での改善策としては、いまどのように進行中かを教えていただきたい。

- 高校教育課長 ただいま御指摘のとおり、一女高については、校地が大変狭いということで、準備をするにしても、設備面で大変だという状況が確かにある。そういった点を踏まえて、現在、美術館の駐車場にあたる部分を新しい宮城第一高校のテニスコートとして整備することで準備に取りかかっているところである。いま一女高のハンドボールコートになっている部分をグラウンドとして使うために、ところてん式にテニスコートをいまのグラウンドの中から美術館の駐車場にあたる部分に引っ越すということで対応をしているところである。それでもグラウンドとしては十分な広さにはまだならないところであるが、当面とれる措置ということで、そういった準備をしているところである。
- 櫻井委員 やはり、共学化は、反対の声も少なからずあったというのを記憶している。それで、教育委員会も決定したからには、やはり入ってくる生徒達がけっして不満を持つような施設であってはいけないと思うので、急にというのは無理でも、今後も努力を続けて行くという姿勢は、いずれは生徒に理解されるものだと思っているので、是非よろしくお願いしたい。
- 小野寺委員 櫻井委員の発言は、そのとおりだと思う。確かに共学化すると狭くなっている。実は、昨日も県北の高等学校に行ったが、随分狭くなったなと感じた。その辺りがこれからも22年度まであるわけだが、その辺りは本当に課題だなという気がしている。広げようにも広げられないわけである。
- 教育長 確かに共学化に伴い校地が狭くなっている。平均では、一校あたりの校地は5万から6万㎡ぐらいであるが、都市部で、どうしても2万㎡ぐらいの高校もある。いまご発言のとおり将来的に男女比率がどうなのかとか、或いは、部活の数がどうなのかといった問題点があるので、できるだけ学校とコミュニケーションよく連絡し合いながら、ニーズや需要に対応したいと考えている。
- 委員長 私は、フィジカルプランナーなので、いまのような話は気になる。一女高の跡とか一女高の場所というのは、むかし附属中学校が一年か二年使っていたことがある。その時、私も通っている。であるから女子師範を女子・男子を一緒にして、最初に師範にしたのか、東北大学にしたのか、東北大学教育学部にしたと思うが、そのところに附属中学校をまず作り、そして北七に移して、そこであそこは、三女高と同居していたと思うが、一女高になったと記憶しているが、もともとできているわけではなく、いろいろ転用する中でのプロセスなので、学校の規模やなんかについては十分に考えられてできている規模ではないということに対しては、特段の注意を払う必要があるという気がする。これはもう既にいままでいろいろ議論されていると思うが、子供が減ってきている状況とそれぞれの学校の就学希望者の動向だとか、そういうようなものも含め希望みたいなものを考えた一種のマスタープランのようなものがあって、どういう時点でどういうことをするのかというマクロ

な対策をやるということが大切じゃないかと思っている。あるか無いか、調べたわけではないので分からないが、そうした長期的な展望を持ちつつ、教育の質も高めつつ、先ほど小野寺委員の発言のとおり、私は、地域振興センターの理事長でもあるが、地域に与える影響は相当あると思うので、募集定員が少なくなった、子供が少なくなったということで、にわかになんかそれを縮小してよいかどうかというのを複眼でしっかり見るということがとても大切になってくるのではないかと思っている。その辺は、今度の来年の4月からの話ではなく、長期的に検討していく必要があると感じた。これは感想である。いままでの御審議の中でこういう方向で議論されてきたことについては、私は特に疑義はない。

委員長 （委員全員に諮って）可決。

第4号議案 宮城県指定文化財の指定について

（説明：教育長）

「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

資料は、26ページから81ページとなる。

なお、私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

資料の27ページをお開き願いたい。有形文化財2件を文化財保護条例第3条第1項に基づき宮城県指定有形文化財（書跡典籍）に指定するものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る平成19年9月19日に開催された宮城県文化財保護審議会において御審議いただき、資料28ページのとおり10月3日付けで大橋広好会長から「県指定に指定することが適当である」旨の答申をいただいているものである。

これらを加えると、県指定有形文化財（書跡典籍）は20件となり、県指定文化財の総数は231件となる。

概要については、以上のとおりである。詳細については、この後、担当課長から説明させる。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（説明：文化財保護課長）

1件目は奥羽観蹟聞老志20冊である。資料は30ページから35ページとなる。

仙台藩にあって、もっとも早い時期に完成した地誌で、藩の史官・画工を勤めた佐久間義和、洞巖（どうがん）が四代藩主伊達綱村の命を受けて編纂に着手し、享保4年、1719年に完成したものである。

本資料は仙台領を中心にしながら、対象を奥羽他領の主要地にも広げ、官制、土産、名所旧跡、神社仏閣、名勝、故事などを詳細に記述して、古歌・古文や風習の採録にも留意しており、江戸時代の本県を中心とする地域の地理・歴史・風俗・産業等の実態を伝える優れた記録といえる。また、寛保元年、1741年に執筆・編纂された佐藤信要（さとうのぶ

あき)らによる「封内名跡志(ほうないめいせきし)」や明和9年、1772年に成立した田辺希文(たなべまれふみ)による「封内風土記(ほうないふどき)」など、本資料以後に編纂された地誌の先駆けである点も重視される。

なお、本書は類品が幾つか確認される中にあり、旧伊達伯観瀾閣図書という由緒と完備された内容・体裁により、最も定本に近い資料と評価されている。

2件目は風土記御用書出、66冊である。資料は36ページから43ページとなる。

風土記御用書出は村名の由来、田畑の収穫高、男女別人口、家数、牛馬の数、名所旧跡、寺社、山川、堤、産物、道、村境など所定の項目について書き上げた「風土記御用書出」を中心に「代数有之御百姓書出(だいすうこれあるおんひやくしょうかきだし)」、「品替御百姓書出(しながわりおんひやくしょうかきだし)」、「古人書出(こじんかきだし)」、「神職書出」、「寺院書出」などから構成される古記録群である。本資料は仙台藩が安永年間、1772年から1781年の間に村あるいは知行所単位に提出させたもので、一般には「安永風土記」といわれている。

本資料は、他地域で編纂された同種の資料中と比較しても、膨大で詳細な記載内容である点において全国屈指のものであり、江戸時代中期における仙台藩の藩勢・地理・自然・伝承を教える根本資料と位置づけられ、県内各地域の成立と展開を究明するために不可欠な資料といえる。

なお、本資料は数多い類品の中で書出類の点数が最も多く、内容もまとまっており、原本もしくは最も原本に近い資料と考えられている。以上のとおりである。

(質 疑)

櫻井委員 また基本的な質問で恐縮であるが、いままで県立図書館に保存されていたということをいま伺ったが、この有形文化財に指定されることによって、いままでと何が一体違ってくるのかと、こんなに立派なものがいままで有形文化財の指定に挙がらなかった理由はあるのか。

文化財保護課長 その挙がらなかった理由であるが、指定に持ってゆく、或いは、指定する理由の一つとして散逸の恐れがあるものというのがある。重要性も勿論あるが、失われてしまうものをどうしても優先するということがあり、図書館にあるものについては、そういった意味で非常に安定しているので、遅れたということがある。

それから、どういった意義があるのかということだが、先ほども説明の中で類本があるということが発言したが、各市町村で持っているものの価値の認識が高まり、より保存に繋がるのではないかというふうなことが大きなことと考えている。

委員 長 まだ指定されていないもので、このてのものはまだまだあるのか。

文化財保護課長 まだまだある。

委員 長 それは、順次重要性のようなものを認識した時点でフォローしていくということとなるのか。我々は、そのもの、そのものの大切さというものをにわ

かによく分からないわけであるが、それについては、審議されているわけであるので、ここでは文化財の指定を行うということについて公平かどうかを決すればよいのか。

文化財保護課長 そのとおりである。

佐々木委員 私もこういうものは保存してみんなで大切にすることが大事だと思っていたが、少し話が違うのかもしれないが、世界遺産の指定となると地域の方々が諸手を挙げて賛成ではないんだなということを知った。こういうものは最初から公共のものであって県ですべて保存してきたもので、今後も県のものということになるのか。何か特別な、例えば個人のものであったものを特別に指定してしまうとその後、その地域の関係していた方達に逆に負担を強いたり、迷惑になったりする可能性があるのかなということを知ったものであるから伺いたい。このようなものについては、不具合がおきるということはないというものなのか。

文化財保護課長 今回のものについては、宮城県図書館所有であるが、前回御審議いただいたものの中で、気仙沼の大きなカツラの木があったが、これについては、民間の所有であった。幸い是非ということで積極的な所有者であり、問題なく進められた。場合によっては、そういう反対ということも想定されるわけであり、その場合は決して無理に指定に持ってゆくわけではなく、いろいろ説明等も行い、最終的に同意書というものをいただいて指定に持ってゆくというかたちをとり、配慮はしている。

佐々木委員 聞いた話では、例えば松島の小さな名勝でない地域の方達も自分の家の物置をつくったり、植木を移したりするのも大変な許可等があり、大変なことなんだという伺ったこともあって、夏に遊びに行った時に伺って、大変なことなんだということを知った。そうすると、前の大きな樹木のようなものが指定されるような場合は、持ち主の方にどのような義務というか責任が生ずるのかを教えていただきたい。

文化財保護課長 その点については、維持管理費等の負担はほとんど変わらない。永年育ててきた木であるので、その現状を保っていただくということが、お願いごとというか、しいて上げればお願いすることとなる。それ以外のことは、樹木に関してはいまのところない。あと建造物が指定される場合がある。これについては、維持管理する必要があるもので、具体的にいろいろ補修したりする必要が出てくるが、その場合は補助の対象となる。物件によっていろいろなかたちがあるということである。

委員長 ついでであるが、いまのような藩政の資料は、いろいろな町史や市史に江戸時代の状況、この町の状況はどうだったのかという記述の中によく出てくるものである。例えば、人口やなんかでいうと、いまの人口と百年前の人口が分かるが、その前の百年ぐらい前の人口がどうだったのかという話を考え

る時、とても良い資料である。そのような意味で県で全部揃っているのであれば、その辺の状況が分からなかったので、市史やなんか載っているものがあるので、そういうものを散発的に使っていたので、本当はそのものだけでなく、その中の情報も上手く人に開示されていって、みんなに見えるようになるというのを強く感じた。内容をそのまま書き写してもみんながすらすら読めるというものではないと思うが、上手く次代のために使う。例えば、この間、角田の仕事をした時に、角田は百年、百年、百年と二百年前後ぐらいの大体倍、倍ぐらいになる。だから人口がどんなふう動いたかという話を議論する時によくこの風土記が出てくる。そんなことで、上手く活用できるようにお願いしたい。

委員長（委員全員に諮って）可決。

10 課長報告等

（1）第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」の結果について

（説明：スポーツ健康課長）

「第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」の結果について」御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

まず、概要についてであるが、この第62回国民体育大会が、9月29日から10月9日まで秋田県下19市町村で開催されたところである。

昨年の兵庫国体より夏季大会と秋季大会の一本化がなされた。今回の秋田国体は、陸上競技をはじめとする37競技が実施され、本県は村井嘉浩^{むらいよしひろ}団長以下、665名の選手団で臨んだところである。

成績についてであるが、すでに行われた冬季大会と本大会を通算した天皇杯（男女総合）の成績については、目標とした『得点は1,200点以上、順位は15位以内』を達成し、1,247.5得点、順位は昨年より4つ上げ、13位という大変すばらしい成績を納めることができた。

今大会で優勝した競技種目は4つあり、陸上競技少年男子A砲丸投げ、少年女子A円盤投げ、自転車競技成年男子ケイリン、山岳競技成年女子クライミングで優勝したところである。また、山岳競技と弓道競技では、宮城県が競技別男女総合優勝を果たしている。

競技別の優勝数は昨年を4つ下回り、また、12競技で昨年の得点を下回った。しかし、18競技で昨年の得点を上回ることができたことが大きな要因で、中でも昨年は得点を取ることができなかった6競技で合計163.5得点もあげることができた。とくに、弓道、ソフトボール、銃剣道の活躍があげられる。また、山岳、陸上、ボート、バレーボールは昨年以上の高得点をあげ、他の多くの競技でも昨年より競技得点を増やすことができた。

皇后杯（女子総合）成績は、昨年より順位を7つも上げて13位となることができた。

総評について申し上げますが、平成13年の宮城国体以降、10位前後を維持してきた成績も、昨年は17位という残念な結果となった。今回の秋田国体では目標を達成することができたが、もう少しのところで負けてしまった競技も多く、得点を逃している競技が目立った。今後はこれらの取りこぼしを防ぎ、さらなる得点の上積みに向けて、県体育協会とともに取り組みながら競技力の向上を図ってまいりたいと考えている。

（質疑なし）

(2) 宮城球場ネーミングライツ契約の解消について

(説明：スポーツ健康課長)

「宮城球場ネーミングライツ契約の解消について」御報告申し上げます。

資料4ページを御覧願いたい。

宮城県，株式会社楽天野球団及び株式会社フルキャストとの間で契約していた宮城球場のネーミングライツ契約を9月28日付けで解消したので，御報告申し上げます。

まず，その理由であるが，すでにマスコミ等で報道され，御存じの方も多いと思うが，簡単に御説明すると，宮城球場のネーミングライツ取得事業者であったフルキャストは，本年8月3日に東京労働局から，同社の全支店・全営業所316箇所に対して，1ヶ月から2ヶ月間の業務停止命令という，大変重い行政処分を受けた。

宮城県としては，フルキャストが受けたこの処分は契約解除要件としている「社会的信用失墜行為」に相当すると判断した。

従って，契約の解除の措置も可能であったが，フルキャスト側からは，「宮城県を代表する施設に自社の名称が冠せられていることで県や県民に迷惑をかけた」との陳謝とともに，命名権の返上の申し出があったことから，契約三者の協議によるネーミングライツ契約の解消という対応を取ったところである。

その契約解消に伴い発生した権利義務関係は，配付資料に記載したとおりである。特に，愛称の使用停止に伴い発生する案内看板等の撤去に要する経費はフルキャストが負担することで合意している。また，契約当事者ではないが，仙台市が市内に設置した車両及び歩行者用の誘導案内看板の改修費用についてもフルキャストが負担することで合意しており，現在，県が間に入り，仙台市と具体的な協議を進めているところである。

なお，宮城県では，国道上に県が許可を得て設置した5枚の道路案内看板があり，その改修費を負担していただくことにしている。以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 これからどういう企業と契約して，どういう名称になるのかなというのが，県民の関心事だと思う。現在，デスティネーションキャンペーンをやっているが，私の知り合いに宮城球場と観光をセットにしてきたものがある。そういう意味でも宮城球場は発信源だと思う。課長の発言の中にも代表的なところ。そういう効果を踏まえて，県の代表である施設であるので，それに相応しいものにいろんな角度からこれから選定していただきたいと思う。

それで，いくつか伺いたいですが，ひとつは，必ず「宮城」という名前が入るのか。県が要望すれば入るものか。あと宮城球場の附帯施設等を含めたものは完了したのか。これ以上，例えば周囲に何かつくるとか。室内練習場はつくっていると思うが，陸上競技場との関連が，いま仙台市との関係が出ていますが，その辺りについて，いまの県営球場でもうすっかり完了しているのかどうかの二つについて伺いたい。

スポーツ健康課長 まず、一点目であるが、「宮城」が必ず入るのかどうかについては、3年前に本契約を交わす前に、やはり「宮城」という名前を全国に知らしめようという意図があって、「宮城」という名前を入れさせていただいた。新たな企業を募集する際もその点を十分踏まえて、踏襲するかたちで行いたいということを進めているところである。

二点目の附帯設備の工事は完了したかどうかについてであるが、一年目、二年目と大きな工事を行っている。メインスタンドを4階建てにしたり、練習場をつくったり、こういったものを大きなところでやっている。いまのところ大きなものは完了したということとなる。楽天では、球場の周りにいろいろな遊園地みたいなものをつくりたいということを行っているが、公園設備の枠内で県が認めるものについてはオーケーでそれ以外は駄目だということで、ずいぶん精査してきたところである。

大きなものは完了したと捉えていただいてよいと考える。

小野寺委員 陸上競技場との関係は考えなくともよいのか。

スポーツ健康課長 陸上競技場と野球場は、同じ公園内にはあるが、管理者が違う。野球場については、管理許可を出しているということで、管理主体が楽天である。陸上競技場は、いま御発言のとおり、今後、仙台市に移ってゆくということとなると思うが、はっきりとその部分が違うところである。お考えのような心配はないと考えている。都市公園内に建物を建てる場合には、施設率50%、建ぺい率12%となっており、目一杯の状況である。

山田委員 フルキャストスタジアムというのは、非常に慣れ親しんだ名前で、非常に残念なことだと思っている。今後また新たな契約を結ぶ上で、選考基準等で厳密にするとか、新たな条項を加えるという検討は何かやっているのか伺いたい。

スポーツ健康課長 今回、たまたま契約当初には当然想定できなかった事態が起きたわけである。この募集において、いままで「不適切と認められる事業者を除く。」というふうにしてきたが、もう少しきちんとした規制を掛けようということで、いまのところ「法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者」と「自らの責めに帰すべき事由により社会的信用を著しく失墜している事業者」、これについては、新たな規制の事業者ということに加えさせていただくということとしている。そこを排除するかたちで、まさに県民が本当に長い間親しんでやってくれそうな企業を知事部局と一緒に只今検討をしているところである。

佐々木委員 これは、県のいろんな方針とか予算とかの問題があると思うので、個人的な考えであるが、いまの話を持っては、企業にお願いしてネーミングということをしていけば、いろんな社会的情勢の変化の中で、どのような選考をしても、いつでもそのようなことが起きうることはないかと思う。これは、

例えばスポンサーとしてネーミングをしてもらうというかたちではなくて、全く費用の弁償は別にして、県民の方が長く親しめるような名前を一般公募して付けるというようなことにすると、大変財政的なことで難しくなるのか伺いたい。個人の企業にお願いすれば、現在大丈夫に思える企業でも、やはり自由社会の競争の中で上手く行かなくなる場合とかも出てくると思うので、その度に同じようなことが起きる可能性があるように思う。であるからネーミングという県民に長く親しまれてという視点でいくのであれば、そういう経済的な援助とは別のかたちで名前を決める方が良い気がする。その辺も財政的にそういうふうにしなないと厳しいということと進んでいるのか。いずれ同じ事が起きる気がする。

スポーツ健康課長 御発言のとおりである。財政難をなんとかして解消する一つの手立てとして、こういったネーミングライツを導入しているというのは事実である。そういった中でもなるべく長い間県民に親しまれる企業を選んでいこうというところで随分と色々な基準をつくり精査していこうということである。御発言のとおり全国を見てもしょっちゅう変わる球場もあるし、中にはけっこう長持ちしているところもある。これは自由社会というか資本主義経済の中では、ある程度やむを得ないことなんだと思う。ネーミングライツという概念自体がアメリカで20年ぐらい前に発生して日本に入ってきてあまり長くたたないの、まだまだ理解が得られないところがあると思うが、少しずつ理解を広めながら、財政の補填にも協力してもらい、スポーツ振興にも取り組んでいただき、併せて県民にも親しんでいただくという欲張りではあるが、そういった我々でできる範囲で努力をしているところである。

佐々木委員 そのような場合に、自分の企業の名前を表に出さない、もっとボランティア的な提供ができるような会社というものを一つの基準にするというわけにはいかないのか。なにかその度に名前を変えるというか、自分の名前を付けなければお金を出さないという企業の姿勢として、もう少しスケールが大きくてもいいのではないかという印象がある。要するにいろんな支援はするけれど、自分が好きな名前を付け、ここは自分が、企業が援助しているということは出してもいいが、自分の会社の名前をそこに付けるというなんか、レベルが低い印象があるが、全国的にそういうものなのか。きっと同じ事が起きると思う。

スポーツ健康課長 プロサッカーはまずそうである。企業名は出さないで、土地名を出している。土地の名前から浦和レッズのように。ただ企業の名前は裏に隠れているが、プロサッカーをつくる時にそうしましようという合意によりつくられたためにできたわけである。ことプロ野球に関しては、なかなか理想的なかたちにはいかないと思う。たとえば言えば、全くテレビ放映しない時間をある企業が買ったとする。10秒間なりをまったく何も放映しないで、目を休

めてもらい、最後になにに株式会社にということだけを伝えるということになると思うが、そんな奇特的な企業はプロ野球のネーミングライツを買うということはないと考える。むしろ自分の企業の名前を出したいから買うということふうに考えている。

教 育 長 企業はやはり公報宣伝という意味合いで応募してくるのが通例だと考える。企業名を隠すということはなかなかしないものである。

(3) 世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書の提出について

(説明：文化財保護課長)

「世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書の提出について」御報告申し上げます。

今回、知事及び塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の2市3町で文化庁に提案した宮城県の世界遺産候補資産についてである。提案の資産だが、「松島 - 貝塚群に見る縄文の原風景」である。

候補地については、別冊資料の4ページから6ページに記載しております。

まず、特別名勝「松島」である。それから「大木囲貝塚」、「西の浜貝塚」、「里浜貝塚」の史跡である。それから建造物として瑞巖寺本堂他、瑞巖寺関連の有形文化財である。全部で14件である。範囲としては、縄文時代の景観として必要なエリアとして3ページに示している。概ね特別名勝「松島」の範囲に収まるものである。基本的には、海からあまり見えないものは除いているというところである。それぞれの位置であるとか様子については、7ページから17ページまで写真等で示している。

最初の7ページ下段については、松島である。七ヶ浜町の多聞山から覗いたものである。それから大木囲貝塚は、七ヶ浜の一番西の方にある。これは、松島とは少し離れているが、松島湾に面しており密接に関係しているものである。西の浜貝塚が9ページ、現在、自然公園として下段の写真のとおり整備されている。10ページが里浜貝塚、東松島市の宮戸地区にあり、最も大きな日本でも指折りの貝塚である。その他のものについては、いずれも松島の市街地にある瑞巖寺を中心に12ページから示しているところである。瑞巖寺以外のものとして、11番「陽徳院霊屋」というものがある。これだけが県指定文化財である。他は、全部国指定となっている。県指定については、伊達政宗夫人愛姫（陽徳院）の霊屋である。それから16ページの五大堂と観瀾亭。観瀾亭も県指定であるので、県指定は全部で2件となる。その他、中世では、松島は霊場として有名であったが、それに関連する碑というものがある。こういったものを加えているところである。以上が候補資産の主なものである。

このような資産を選んだ理由としては、宮城県の文化財を考えた時、重要かつ貴重なものは沢山あるが、全国的に見て卓越するものという点を考えると、縄文貝塚が挙げられると思う。それも一定の範囲内にまとまっているという特徴を持ち、松島湾にあるものを対象としたわけである。そこには所謂拠点的な意味のある、先ほど申し上げた巨大な貝塚「里浜貝塚」その他のものが群集しているわけである。内容的にも、例えば「大木囲貝塚」とか、「西の浜貝塚」がそうであるが、東北地方の縄文時代の年代を決める基準となった遺跡であり、全国的にも著名な遺跡というものもある。また、全てこれらの貝塚は保存状態

も極めてよいということもあり、非常にそういった意味でも貴重なものである。こういった縄文の遺跡に加えて縄文時代とあまり変わらない風景というか、浸食とか川の堆積、或いは、近年に至って盛んに行われました開発といったものからも逃れているということもあり、変わっていない環境を組合せることにより、より強くアピールできるのではないかとということで選定したものである。その他、安土桃山時代の瑞巖寺他の建造物があるが、これは縄文とはやや隔たるわけであるが、別の視点から加えたものである。所謂そのたたずまいが、いずれも歴史的な景観として松島から切り離せないというものとなっており、こういったことから松島にとっては重要な要素であると考え、構成資産の一つとして位置付けたわけである。

(3)の候補資産の選定理由であるが、重要性については、いま申し上げたとおりである。それから真実性というものが求められているが、ユネスコからの条件というものである。これについては、まだ具体的に集落形態とか不十分な点があり、これから課題としなければいけないところであるが、いずれの遺跡もこれまでの東北地方の実証的な研究に大きな成果をもたらしたこと、また、一部では石器時代の人骨とか哺乳動物等の研究では、日本考古学の発展に多く寄与しているということがあり、十分真実性の上に成り立つものであると考えている。以上が候補資産の内容である。

次に、経緯について記載しているが、簡単にこのような流れできているということである。

それから今後の予定であるが、世界文化遺産特別委員会の審査を経て、暫定一覧表に掲載されると、今度はいろんな条件整備が出てくるということである。これは(2)にあるが、このようなことが予想されるということである。このような条件を満たした上で、国が推薦、ユネスコがこれで十分という判断がなされて世界遺産に登載される。道はかなり長いということである。

最後になるが、こうした世界遺産の作業を進めるにあたっては、先ほど佐々木委員からも御発言があったが、一部地元住民の方や自治体からの反対の声があったところである。これは世界遺産についてというよりも特別名勝の規制についてであった。最終的には新たな規制は無いということの説明し、また、今後、松島を保存管理するためのガイドラインである「保存管理計画」を見直して行くということがあるが、この見直しに地元の状況を反映していくということで、最終的には了解を得ているところである。

以上、大まかであるが提案内容の説明である。

(質 疑)

佐々木委員　いま説明いただき、個人的には大変うれしいことだし納得したが、やはり二つ気になることがある。一つは、納得されたと同ったが、本当に納得されたと思うが、これが指定されたことによる地域の方の不利益があるかということと、もしかして指定されたらこういう利益もあるということがアピールされていないかもしれないので、こういう利益があるということをお教えいただくと、よりみんなと喜べるなという気がするので、いままでと違う世界遺産という指定を受けると、地域の方ももっとこう良くなるんだということがあったら教えていただきたい。もう一つは、縄文というどうしてもトラ

ウマがあり、先ほど十分な歴史的な学問的な裏付け有ると説明されたが、この地域が縄文のものだという一番の根拠というのは、例えば、どういうもので決められていたのかを知りたい。縄文時代の遺跡に関しては、大きな事件があったということで、私の記憶にあるので、どうやって年代を決めたのかを素人にも分かるかたちで、例えばこういうものが根拠になっているというようなことがあったら教えていただきたい。

文化財保護課長 地元のメリットについてであるが、絞って申し上げると地元の一般の住民の方々については、結局、世界遺産になっても特別名勝のしぼりがあり、生活が便利になるといったことはあまり期待できない。しかし、基本的な生活まで制限するというのはまずいわけであるので、先ほど申し上げたガイドラインを改定して良いものをつくっていきたいと考えている。保存と生活のバランスを考えていきたい。あとメリットということでは、制限を受けるだけでなく、地元にはこんな素晴らしいものがある、当然地元のご先祖のものであるから、そういった意味でも非常に誇りになるはずである。こちらもこれからいろいろと説明していこうと思っているが、恐らく分かってもらえると思うが、そういった面でのメリットも考えようによっては大きなものであると考える。

ただ、インフラ整備等については、先ほど説明したとおりなかなか相反する部分もあるので、これはそれぞれのまちづくり、自治体のいろいろ考えもあると思うので、その辺のところと突き合わせてより良い方に持っていきたいと思っている。

佐々木委員 景観を保存するために何か援助のようなものはあるのか。住んでいる方達が、ちょっと手を入れたいという場合に少し県の方から援助があるとかそういうものはあるのか。そのために余分な費用がかかったりする場合があるかと思うがどうか。

文化財保護課長 指定物件によって様々な扱いがある。補助があるのは、先ほど申し上げた建造物等については、補修等について補助がある。こと松島に関しては、特別名勝であるので、一般的な補助というものは無い。尚かつ、その指定時が大正時代という非常に古い時代であり、当時は地元の意向も聞かずに一方的にしたということで、歴史的な経緯もあって何となく不自由だなど、必ずしも地元が同意していないところもあり、そういった意味でも不満を増加させているというところはあるが、いずれにしても特別名勝としての補償は無い。

それから縄文時代の年代についてであるが、これは恐らく旧石器時代の話かと思うが、縄文時代の年代については、いまのところほとんど問題ないということである。年代を決めるのは層位、上の方は新しい、下の方は古くなるというのが一つある。層位学的な位置付けである。それからもう一つは、時代によってものは変化する。例えばネクタイであると、広がったり、狭ま

ったりということでそれぞれの時代の特徴を割とはっきり示すものである。形態的特徴を日本の軸でもって年代を決めていくということで、いまのところ縄文時代については、まさに学会としてはしっかりと認められているところである。旧石器については、最近いろいろ始まったということもあり、類例が少ないということで、また新たな類例が出てくると思うが、十分になっていくと考えている。

櫻井委員 一足先に岩手県が世界遺産の話を進めていて、まだ指定は受けていないと思うが、一歩先の岩手県を見ていて、やっぱり指定を受けるということは、すごくいろいろな問題が出てくるので、時間もかかることであるし、メリットもデメリットも時間のロスとか尽力とかお金の面とかを秤にかけて、可能性というのがあまり先にあると行政の仕事としては、なかなか大変なことだと思うが、見通しというか、岩手県を見ていて世界遺産になる可能性というものをどのように読んでいるかを教えていただきたい。

文化財保護課長 岩手県が実際作業をはじめたのが平成13年である。ほとんど確実だと見られているが、平成20年に恐らく遺産になるだろうということで、7年でしょうか、そのぐらいはかかるということである。短いものもあるであろうが、10年ぐらい経ってもならないものもある。先ほど説明した暫定一覧表に載ったものであっても、例えば彦根城というようなものはまだなっていないということで、一概にこれぐらいでなるであろうというものはない。いま申し上げられるのは、要するに条件が整ったものからということで、その条件はそれぞれの物件において様々出されると思うので、松島についてはちょっと予想がつかないところである。

櫻井委員 私は、仕事の関係で度々松島を訪れているが、やはり住民もそれから観光としてやっている方々も世界遺産になったら、経済的な効果をやっぱり期待すると思うが、先ほどの佐々木委員の質問に関連するが、すごく経済的に補助が受けられるとか、住んでいる方々が仕事の面で活気がある町になるというようなことを期待しているのか。単純にそのように考える人ばかりではないと思うが、私が住民だったら、世界遺産になったら、けっこういま松島に行くのが寂しいので、土日行っても、えっ、これだけという状況であるので、それがすごく活性化に結びつくような可能性というものをどのように課長は考えているのか伺いたい。

文化財保護課長 活性化については、勿論当然大きく効果が有るだろうと考えている。先ほどの補助といった視点からの経済的なうま味というか、そういったものについてはなかなか一般住民のレベルでは、なかなかこれといったものはどうなのかなあと、要するに松島は、こう言うのはなんであるが、不自由の中で守られてきたものであるもので、その逆に言うと変なそのようなメリット、それが崩れるそうじゃない方向に向かった場合、ということもあるので、世界遺

産というものを意識するのであれば、いまのままをある程度保っていく必要があるので、そういった意味で一般住民の方のレベルとしては、あまり変わらないものとする。

委員長　　ひとつ発言するが、私は昨年であったか、都市計画でやっている景観懇話会に2年ほどつきあったが、そういう時に松島のスケールというものをどうやって思考してゆくのか、大きなテーマだと思うし、松島町が水族館をどうしても新しくしたいと言っているが、非常に言い方は悪いが、箱庭的な景観の中に最近流行のどでんとした水族館が一緒になると景観として合わないのではないかと、そういうことをよほど配慮しなければいけないのではないかと、ということを経験してきたが、何とていうか文化財保護の話、或いは、景観の話、或いは、産業系の観光の話といったものが上手く組み合わせられないと、なにかちぐはぐになっていると問題が出てくるかなと心配を感じている。是非上手く連携を取っていただいて、先ほどの写真を見ると、貝塚があって、貝塚は発掘をして埋め戻してしまえばただの原っぱになってしまうわけである。そこで原風景だと言われても、どういうのが本当に原風景なのか、原風景だと言わせるに足るランドスケープデザインがあってしかるべきだと思う。そんなことも含めて是非いろいろ幅広い検討をしていただけたらと思う。私からの意見は以上である。

11 次期教育委員会の日程について

平成19年11月14日(木)午後2時から

12 閉 会 午後3時40分

平成19年11月14日

署名委員

署名委員